

東京都北区条例第三号

東京都北区個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「区の機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

(個人情報ファイル簿の記載事項)

第三条 個人情報ファイル簿には、法第七十五条第一項に規定するもののほか、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める事項を記載するものとする。

(外部委託の記録)

第四条 区の機関は、個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに委託したときは、規則で定める事項を記録し、一般の閲覧に供しななければならない。（利用及び提供に係る措置）

第五条 区の機関は、法第六十九条第二項の規定により利用目的以外の目的のため

に保有個人情報を利用したとき又は提供したときは、規則で定める事項を記録し、一般の閲覧に供しなければならない。

（開示情報）

第六条 法第七十八条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、東京都北区情報公開条例（平成十二年十二月東京都北区条例第六十三号）第八条第二号ウに規定する公務員等の氏名並びに指定管理者の公の施設の管理業務に従事する者の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報（法第七十八条第一項各号（第二号を除く。）に該当するものを除く。）とする。

（開示可能期日の明示）

第七条 区の機関は、法第八十二条の規定により、一部又は全部を開示しない旨の決定（以下この条において「決定等」という。）をしたときであつて、当該開示をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を開示請求者に決定等の内容を通知する書面に記載しなければならない。

（手数料等）

第八条 法第八十九条第二項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第八十七条第一項の規定による写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

3 前項に規定する写しの作成に要する費用の額及び徴収時期は、別表のとおりとし、写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に係る郵送料相当額とする。
(開示請求書の記載事項)

第九条 開示請求書には、法第七十七条第一項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。
(開示決定等の期限)

第十条 開示決定等は、開示請求があった日から十四日以内にしなければならない。ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合又は第二十二條の規定により本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)による請求を行おうとする本人の意思確認をする場合にあつては、当該補正又は意思確認に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があつた日から四十四日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂

行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、区の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの前条の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をする。この場合において、区の機関は、前条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（訂正請求に係る保有個人情報の範囲等）

第十二条 法第九十条第一項に規定する訂正の請求をすることができる保有個人情報の範囲は、同項各号に掲げるもののほか、法第五章第四節第一款に規定する開示を受けていない自己を本人とする保有個人情報とし、同条第三項の規定は適用しない。

（訂正請求書）

第十三条 訂正請求書には、法第九十一条第一項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

（訂正請求に係る保有個人情報の存否に関する情報）

第十四条 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、区の機関は、当該保

有個人情報情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求を拒否することができる。
(訂正決定等の期限)

第十五条 訂正決定等は、訂正請求があった日から二十一日以内にしなければならない。ただし、法第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合又は第二十二條の規定により任意代理人による請求を行おうとする本人の意思確認をする場合にあっては、当該補正又は意思確認に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第十六条 区の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前條の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、区の機関は、同條第一項に規定する期間内に訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この條の規定を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等をする期限

(利用停止請求に係る保有個人情報情報の範囲等)

第十七条 法第九十八条第一項に規定する利用停止の請求をすることができる保有個人情報の範囲は、同項各号に掲げるもののほか、法第五章第四節第一款に規定する開示を受けていない自己を本人とする保有個人情報とし、同条第三項の規定は適用しない。

（利用停止請求書）

第十八条 利用停止請求書には、法第九十九条第一項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

（利用停止請求に係る保有個人情報の存否に関する情報）

第十九条 利用停止請求に対し、当該利用停止請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、区の機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該利用停止請求を拒否することができる。

（利用停止決定等の期限）

第二十条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から二十一日以内にしなければならぬ。ただし、法第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合又は第二十二条の規定により任意代理人による請求を行うおとする本人の意思確認をする場合にあっては、当該補正又は意思確認に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第二十一条 区の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第一項に規定する期間内に利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 利用停止決定等をする期限

（任意代理人からの開示請求等に係る措置）

第二十二条 区の機関は、任意代理人により、法第七十六条第二項の規定による開示請求、法第九十条第二項の規定による訂正請求又は法第九十八条第二項の規定による利用停止請求があった場合において、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、本人の意思を確認することができる。

（総合窓口の設置）

第二十三条 区の機関は、法の規定による保有個人情報の開示、訂正等を円滑に進

め、かつ、利用者の便宜を図るために、開示、訂正等の手続及び区の機関相互の連絡調整に関する事務を総合的に行う窓口を設置する。

（審議会への諮問）

第二十四条 区の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、東京都北区情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例（令和五年三月東京都北区条例第五号）第二条に規定する東京都北区情報公開・個人情報等保護制度運営審議会に諮問することができる。

一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

二 法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
三 前二号の場合のほか、区の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の

細則を定めようとする場合

（実施状況の公表）

第二十五条 区長は、毎年一回区の機関が法に基づき行った保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の実施状況を区議会に報告するとともに、区民に公表しなければならぬ。

（委任）

第二十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(東京都北区個人情報保護条例の廃止)

第二条 東京都北区個人情報保護条例(平成七年九月東京都北区条例第三十号)は、
廃止する。

(東京都北区個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第三条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の東京都北区個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第三条第二項(第三十三條の二において読み替えて準用する場合を含む。)又は第十三條第二項の規定により、職務上又は受託した業務に関して知り得た旧条例第二条第一号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

一 前条の規定の施行の際現に旧条例第二条第四号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であつた者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

二 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受

けた業務に従事していた者

三 前条の規定の施行前において旧条例第三十三条の二の指定管理者の公の施設の管理業務に従事していた者

2 この条例の施行前に旧条例第十九条、第二十条、第二十一条又は第二十二条の規定によりされた請求に対する保有個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員（区議会議員を除く。以下この条において同じ。）である者若しくはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人情報の秘密に属する事項が記録された旧条例第二条第三号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。以下この項において同じ。）をこの条例の施行後に提供したとき、又は旧条例第三十条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者若しくは旧条例第三十条の二の指定管理者の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が正当な理由がないのに、この条例の施行前においてこれらの業務に関する個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第二条第三号アに規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 前項に定める者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実
 施機関が保有していた旧条例第二条第二号に規定する保有個人情報をもこの条例の
 施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したと
 きは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 第四条 付則第二条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為
 の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。
 別表（第八条関係）

種類	費用			徴収時期
コピー用紙 (単色)	日本産業規格 A 列三番以下のもの 一枚につき 十円	写し交付のとき。	一枚につき 二十円	写し交付のとき。
	日本産業規格 A 列二番 一枚につき 二十円			
	日本産業規格 A 列一番 一枚につき 四十円	写し交付のとき。		

磁的記録 図画及び電	文書						
現に作成に要した費用	コピー用紙 (カラー)						
	一枚につき 日本産業規格 A 列〇番 四百円	一枚につき 日本産業規格 A 列一番 二百円	一枚につき 日本産業規格 A 列二番 百円	一枚につき 日本産業規格 A 列三番以下のもの 五十円	一枚につき 日本産業規格 A 列〇番 八十円		
写し交付のとき。	写し交付のとき。	写し交付のとき。	写し交付のとき。	写し交付のとき。	写し交付のとき。		

<p>技術的に困難なもの等 外部委託を 必要とする もの</p>	<p>現に作成に要した費用</p>	<p>写し交付のとき。</p>
--	-------------------	-----------------